

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月7日

水曜日

号外

目次

監査委員公告

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

1

公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

平成29年12月6日付けで公表した監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月7日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明
富山県監査委員 五十嵐 務
富山県監査委員 高 平 亮
富山県監査委員 伊 東 尚 志

(通知文)

財 第115号

平成30年2月14日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明 殿
富山県監査委員 五十嵐 務 殿
富山県監査委員 高 平 亮 殿
富山県監査委員 伊 東 尚 志 殿

富山県知事 石 井 隆 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年11月28日付け監委第64号で報告のあった監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（事務担当：経営管理部財政課調査係）

（別紙）監査の結果に基づき講じた措置

指 摘 事 項	機 関 名	措 置 の 内 容
補助金の交付決定、額の確定に適正でないものがあった。	高齢福祉課	当該法人に補助金の過大交付額の返還を命じた。 今後は、交付申請の際に添付させる資料を追加し、書面検査に十分注意を払い、再発防止に努める。
補助金の交付申請、実績報告に適正でないものがあった。	社会福祉法人有磯会	補助金の交付申請書、実績報告書の作成について、要綱等を確認のうえ適正に行い、再発防止に努めるよう指導を行った。